

令和元年度 租税教育活動報告

女性部

税に関する絵はがきコンクール

女性部では松本税務署ならびに管内小学校にご協力をいただきながら租税教育活動の一環として【税に関する絵はがきコンクール】を実施しております。本年度も小学校で租税教室を受講した児童たちに、授業で学んでもらった『税』についての知識を一枚の絵ハガキに仕上げてもらい取り組みを実施し、今年は9校から308点の力作が寄せられました。

1月16日には松本税務署から高橋副署長をはじめとする幹部の方々にも出席いただき作品選考会を開催し、女性部正副部長の皆さんと寄せられた作品1点1点を確認し、最優秀賞となる松本税務署長賞1点、新設の松本法人会女性部長賞1点、優秀賞15点、特別賞18点を選考いただき、2月25日には税務署長賞表彰式が塩尻市立桔梗小学校で、26日には女性部長賞表彰式が松本市立島内小学校にて開催されました。

どの作品も、税について児童たちが学び、感じたことを素直に表現してくれている素晴らしい作品でした。



松本税務署長賞受賞作品



中村署長(左)と受賞した武居さん



松本法人会女性部長賞受賞作品



小林女性部長(右)と受賞した中村君



どの作品も素晴らしいものでした

こうした作品は大勢の一般の方々から税務署を訪れる確定申告期間中、松本税務署に展示しておりますので機会があればぜひ足をお運びいただければと思います。

青年部

青年部では本年度も松本税務署にご協力をいただきながら、小学生を対象とした租税教室の講師役を担当しています。本年度は過去最多となる25校(27コマ)で租税教室の講師役を担当することができました。

また、信州大学経法学部の学生向け講師育成セミナーでのアドバイザー役を務めるなど、地域の租税教育活動活性化を担う租税教室講師担当者の輪を広げることが目的とした取り組みにも積極的に協力をしてまいりました。その他にも、12月に塩尻市で開催された、こども職業体験イベント「こどもしおじり」にも参加し、租税教室を開催するとともに、お仕事・アカデミーブースを出展するなど充実した活動を、年間を通じて行うことが出来ました。さらに、広報誌で既報の通り、11月に開催された全国青年の集い大分大会租税教育活動プレゼンテーションにて優秀賞を受賞することができました。

【令和元年度 租税教室開催記録】

- ①開催日 元年5月22日
開催校 松本市立中山小学校(22名)
講師役 廣田伸一氏(株)パワーネット・フィールド)
- ②開催日 5月23日
開催校 塩尻市立宗賀小学校(37名)
講師役 廣田伸一氏(株)パワーネット・フィールド)
- ③開催日 7月10日
開催校 塩尻市立片丘小学校(31名)
講師役 安田優氏(AIG損害保険(株)松本支店)
- ④開催日 7月19日
開催校 塩尻市立吉田小学校(89名)
講師役 川出哲敬氏(株)滝澤工務店)
- ⑤開催日 8月30日
開催校 塩尻市立洗馬小学校(35名)
講師役 安田優氏(AIG損害保険(株)松本支店)
- ⑥開催日 9月3日
開催校 塩尻市立塩尻西小学校(62名)
講師役 小川原健太氏(株)小川原塗装店)
- ⑦開催日 9月5日
開催校 松本市立島内小学校(107名 授業参観)

- 講師役 廣田伸一氏 (株)パワーネット・フィールド)
- ⑧開催日 9月25日
- 開催校 塩尻市立桔梗小学校 (121名)
- 講師役 等々力直樹氏 (有)大津屋商店)



- ⑨開催日 10月2日
- 開催校 松本市立開智小学校 (108名)
- 講師役 安田優氏 (AIG損害保険(株)松本支店)
- ⑩開催日 10月3日
- 開催校 安曇野市立穂高北小学校 (126名)
- 講師役 三沢功氏 (株)e-face)
- ⑪開催日 12月19日
- 開催校 松本市立四賀小学校 (23名)
- 講師役 花村佑子氏 (あづみ野エフエム放送(株))
- ⑫開催日 2年1月20日
- 開催校 松本市立今井小学校 (25名)
- 講師役 川出哲敬氏 (株)滝澤工務店)



- ⑬開催日 1月22日
- 開催校 松本市立岡田小学校 (73名)
- 講師役 安田優氏 (AIG損害保険(株)松本支店)
- ⑭開催日 1月23日
- 開催校 安曇野市立穂高南小学校 (112名)
- 講師役 小川原健太氏 (株)小川原塗装店)
- ⑮開催日 1月29日
- 開催校 安曇野市立豊科東小学校 (37名)
- 講師役 高橋孝明氏 (株)ライフプラザパートナーズ)
- ⑯開催日 1月30日
- 開催校 松本市立源池小学校 (56名)
- 講師役 原誠治氏 (株)事務)

- ⑰開催日 2月7日
- 開催校 生坂村立生坂小学校 (12名)
- 講師役 平林和樹氏 (東新自動車)
- ⑱開催日 2月10日
- 開催校 松本市立菅野小学校 (98名)
- 講師役 川出哲敬氏 (株)滝澤工務店)
- ⑲開催日 2月14日
- 開催校 朝日村立朝日小学校 (38名)
- 講師役 大出寿文氏 (株)ダイソー)
- ⑳開催日 2月19日
- 開催校 松本市立山辺小学校 (115名 2コマ)
- 講師役 原誠治氏 (株)事務)
- 安田優氏 (AIG損害保険(株)松本支店)
- ㉑開催日 2月20日
- 開催校 松本市立梓川小学校 (151名 2コマ)
- 講師役 小川原健太氏 (株)小川原塗装店)
- 廣田伸一氏 (株)パワーネット・フィールド)
- ㉒開催日 2月21日
- 開催校 松本市立清水小学校 (91名)
- 講師役 川出哲敬氏 (株)滝澤工務店)
- ㉓開催日 2月25日
- 開催校 松本市立本郷小学校 (45名)
- 講師役 原誠治氏 (株)事務)
- ㉔開催日 2月26日
- 開催校 安曇野市立豊科北小学校 (83名)
- 講師役 高橋孝明氏 (株)ライフプラザパートナーズ)
- ㉕開催日 2月27日
- 開催校 安曇野市立豊科南小学校 (30名)
- 講師役 廣田伸一氏 (株)パワーネット・フィールド)

合計：開催校25校 (27コマ) 受講者数1,727名

【その他活動】



「子どもしおじり」への参加



・租税教育活動プレゼンテーションで優秀賞を受賞

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁴⁴〕法人税その⑤

リース取引についての取扱いの概要 (平成20年4月1日以後契約分)

Q リース取引についての取扱いの概要を教えてください。

A 法人が平成20年4月1日以後に締結する契約に係る賃貸借(リース)取引のうち一定のもの(以下「法人税法上のリース取引」といいます。)については、その取引の目的となる資産(以下「リース資産」といいます。)の賃貸人から賃借人への引渡し(以下「リース譲渡」といいます。)の時にそのリース資産の売買があったものとされます。

また、法人が譲受人から譲渡人に対する法人税法上のリース取引による賃貸を条件に資産の売買(いわゆるセール・アンド・リースバック取引)を行った場合において、その資産の種類、その売買及び賃貸に至るまでの事情などに照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、その売買はなかったものとされ、かつ、その譲受人(賃貸人)からその譲渡人(賃借人)に対する金銭の貸付けがあったものとされます。

1. 法人税法上のリース取引

法人税法上のリース取引とは、資産の賃貸借(次の2に掲げるものを除きます。)のうち、次の要件の全てを満たすものをいいます。

- (1) リース期間中の中途解約が禁止されているものであること又は賃借人が中途解約する場合には未経過期間に対応するリース料の額の合計額のおおむね全部(原則として90%以上)を支払うこととされているものなどであること。
- (2) 賃借人がリース資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、リース資産

の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

なお、リース期間(契約の解除をすることができないものとされている期間に限り)において賃借人が支払うリース料の額の合計額がその資産の取得のために通常要する価額のおおむね90%相当額を超える場合には、リース資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであることに該当します。

2. 資産の賃貸借から除かれるものの範囲

土地の賃貸借のうち次に掲げるものは、法人税法上のリース取引の範囲から除かれます。

- (1) 法人税法施行令第138条《借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入》の規定の適用があるもの
- (2) 次に掲げる要件(これらに準ずるものを含み)のいずれにも該当しないもの

イ 賃貸借期間の終了時又は中途において、その土地が無償又は名目的な対価でその賃借人に譲渡されるものであること。

ロ 賃貸借期間の終了時又は中途において、その土地を著しく有利な価額で買い取る権利がその賃借人に与えられているものであること。

3. 賃貸人等における処理

- (1) 売買があったものとされる場合

リース譲渡は長期割賦販売等に含まれます。したがって、その賃貸人は、リース譲渡の日の属する事業年度においてリース譲渡に係る収益及び費用の額を計上する方法(原則的な方法)のほか、通常の延払基準の方法、リース譲渡に係る延払基準の方法又はリース譲渡に係る収益及び費用の計上方法の特例により、リース譲渡に係る収益及び費用の額を計上することが認められています。

(注) リース譲渡に係る収益及び費用の計上方法については、国税庁ホームページ「タックスアンサー 5703「リース取引の賃貸人における収益及び費用の計上方法(平成20年4月1日以後契約分)」を参照し

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

てください。

(2) 金銭の貸付けがあったものとされる場合

法人税法上のリース取引が金銭の貸付けがあったものとされる場合には、その資産の売買により譲受人(賃貸人)が譲渡人(賃借人)に支払った金額は貸付金の額として取り扱われ、譲受人が収受すべきリース料の額の合計額のうちその貸付金の額に相当する金額については、その貸付金の返済を受けた額として取り扱われま

4. 賃借人等における処理

(1) 売買があったものとされる場合

法人税法上のリース取引が売買があったものとされる場合には、その賃借人は、そのリース資産を自己の資産として次のリース取引の区分に応じて償却します。

この場合において、賃借人である法人がリース料の額を損金経理しているときには、そのリース料の額は償却費として損金経理をした金額に含まれます。

イ 所有権移転外リース取引

リース期間定額法

ロ イ以外のリース取引

資産の種類に応じてその法人が選定している償却方

法

(注) 所有権移転外リース取引及びリース期間定額法については、国税庁ホームページ タックスアンサー 5704「所有権移転外リース取引」及び 5410「減価償却資産の償却限度額の計算方法(平成19年4月1日以後取得分)」を参照してください。

(2) 金銭の貸付けがあったものとされる場合

法人税法上のリース取引が金銭の貸付けがあったものとされる場合には、その資産の売買により譲渡人(賃借人)が譲受人(賃貸人)から受け入れた金額は借入金の額として取り扱われ、譲渡人が支払うべきリース料の額の合計額のうちその借入金の額に相当する金額については、その借入金の返済額として取り扱われま

(法法63、64の2、法令48の2、124、131の2、138、平19改正法附則43、44、平19改正法令附則1、法基通7-6の2-1～7-6の2-12、12の5-1-1～12の5-2-3)

(税制委員会：甕秀行、大池明、北澤剛グループ稿)
(監修：関東信越税理士会 松本支部)

第17回会員親睦ボウリング大会開催

2月20日(木)、アピナボウル松本城山店にて「第17回会員親睦ボウリング大会」が開催されました。本年は24チーム92名の皆様にご参加いただきました。和気あいあいと楽しい雰囲気の中、部会・企業・友人同士がプレイを通じて親睦を深め合いました。主な結果は下記のとおりです。



今年も大勢の皆様にご参加いただきました

【個人戦】2ゲームスクラッチトータル(同スコアの場合は年齢上位)

[男子]

- 優勝 437P 滝沢 義弘氏【ツツキシステム】
- 準優勝 411P 宮澤 幹宏氏【長野エレベーター】

- 3位 403P 藤井 和彦氏【長野エレベーター】
- [女子]
- 優勝 336P 宇留賀以代さん【ツツキシステム】
- 準優勝 299P 小林 節子さん【長野エレベーター】
- 3位 299P 佐藤多恵子さん【スナック莉子】
- 【団体戦】2ゲーム一人平均(女性には1ゲームにつき15P加算)
- 優勝 ツツキ 385.25P
- 準優勝 長野エレベーター 380.25P
- 3位 サン工機 329.67P



団体戦で見事優勝を果たしたツツキチーム

経営レポート

悪銭身に付かず

公認会計士 水城 由貴



2020年1月、某大手重工業の労働組合の前経理担当者が逮捕されました。直接の容疑は、労働組合連合会の金5000万円を横領したというものです。新聞記事によれば当容疑者は、時効の分も合わせると10億円もの金を横領し、そのお金は、高級車、ブランド品、乗馬用の馬や競走馬の購入費などに使ってしまったとのこと。過去には、青森県住宅供給公社(以下 公社)のア○ータ事件など、世間を賑わす横領事件は無くなることがありません。しかし、なぜこれほどの巨額のお金を盗むことができるのでしょうか。

前述の労働組合についてはまだ裁判も行われておらず、その手口も明らかになっていませんが、公社については裁判も結審し、裁判記録も公表されています。そこで本稿では、すでに懐かしいとさえ感じる公社の裁判記録から、横領を行ったAの手口を解析し、皆さんの会社でこのような事件が起こらないための一助になればと思います。

「Aは、昭和55年ころからスナック等で遊興し、その費用を捻出するため、消費者金融会社から借金をしては返済に追われるようになり、(中略)父親に少なくとも3回に渡り合計1000万円以上の借金の肩代わり返済してもらったが、その後も借金がなくなることにはなかった。Aは、平成5年夏ころ、借金の取立てが公社にまで来るようになったことから、その返済資金を捻出するため、家出をして札幌市まで赴き、建設現場で作業員等として稼働し、約2か月もの間、公社を無断欠勤したことがあった。(中略)Aは、その後もスナック等での遊興をやめることができず、借金を膨らませていった。Aは、もはや父親を頼ることはできず、さりとて他に返済資金を捻出する目処もなかったことから(中略)事実上、経理業務全般の実質的な決定権限を委ねられていたことを奇貨とし、口座振替であれば上司の決裁が不要であることから、口座振替を装って公社の預金を払い戻し、払い戻した預金を、別口座に振り替えることなくそのまま持ち出して消費者金融会社に対する返済資金や遊興費に充てることにした。(青森地方裁判所刑事部平成14年(わ)第1号 以下 判例)」

当該事件は世間ではア○ータ事件と言われ、チリ人妻に貢ぐために横領したと言われていました。ところが実際は驚くべきことに、その遙か前から借金を重ねた上で横領をしていたのです。ここで私が注目したいポイントは4つ。

借金の取立てが公社に来るようになっていた
返済資金を捻出するため2か月もの間、公社を無断欠勤していた

経理業務全般の実質的な権限を委ねられていた

Aの上司である公社の総務部長、総務課長は、青森県庁からの出向者が多く、公社の経理に精通していなかった(判例)

1つ目に、借金の取立てが公社に来ていたということですが、私自身まだ借金の取立てにあったことはないため実際の取立てがどうやって行われるかはわかりません。ただそのような方々が公社に来れば、周りの人も多分気が付くはずですが、にもかかわらず公社の経理業務をその後も任せてしまった点において、組織のガバナンスが効いていなかったと言えます。2つ目は、公社を2か月間、無断欠勤していたというもの。なぜ2か月もの間無断欠勤しても解雇にならなかったのでしょうか。判例によれば実際は、解雇になりかけたようです。しかし、Aの従姉の夫が公社の前の専務理事だったことから、始末書を書いただけで解雇を免れることができました。もし公社に身内がいなければこの事件はそもそも発生しなかったでしょう。3つ目は、経理業務全般の実質的な権限を一人が有していたというもの。そもそも経理業務を誰かと分担していればこの事件は発生していません。これは、会社の仕組みを作る大原則ですが(この仕組みを内部統制といいます)重要な業務は絶対に一人に任せないこと。例えば現金の管理は、担当者に任せていたとしても必ず不定期に上司がその残高をチェックすること。預金については、現在はネットバンキングを利用している会社が多いと思いますので入力者と承認者を必ず分けること。担当者が一人で全ての権限を有している場合、不正が起こると思った方がよいでしょう。4つ目は、責任の所在が曖昧であったということ。共同責任は無責任の典型です。私自身、監査法人に勤務していた時にこの内部統制の構築に関するコンサルタントをやっていました。企業の内部統制は千差万別で、私も実際の会社を見てみないとこれが正解と言えないのも事実です。これを機に、皆さんも会社の仕組み作りを検討してみたいかがですか。

水城由貴公認会計士事務所

松本市島立堀米863-1 電話 (0263) 31-6665



皆さん
こんにちは♪

赤羽左官店
安曇野市豊科高家

赤羽 正至 氏

『信州の名工』

日本建築になくはならない左官職人。匠によって仕上げられた土壁は気候に合わせて呼吸をし、その家に住む人たちの健康を守ります。そんな左

官職人として60年余りのキャリアを誇り、これまでに一般家屋や寺院など本当に数多くの建物の土壁を手掛けてきたのが、安曇野市豊科高家にごさいます赤羽左官店代表の赤羽正至氏です。

小学生の時に左官職人にあこがれ、迷わずその道に進まれ25歳の時に独立。それ以来、良い建物を残すために全力を尽くす職人として努力を続け、平成24年には“信州の名工”に選ばれました。赤羽氏に仕事をしていく上で大切にしていることをお伺いすると「技術はもちろん大切だけれども、まずは挨拶。それから人間は“あたたかみ”がなくなったら終わり。義理人情は忘れてはいけないよ」と優しい笑顔でお話してくださいました。

左官職人として大変お忙しい毎日をお過ごしですが、ご趣味はわさび漬作り（絶品です！）。35年間作り続けているそうで、今ではファンも数多く「今年はまだかな」と待ちわびているファンの方も多いそうです。

（藤沢洋子編集委員）



頑張ってます!!

『地元の波田が大好きです♪』

八十二銀行 波田支店
松本市波田

梶原 愛実さん

八十二銀行波田支店は地域と共に歩みを続け、昨年開店30周年を迎えました。同行ではCS（顧客満足）の向上に各支店で取り組み、中でも、波田支店では6回連続で高い評価をいただいているそうです。そんな波田支店でCS向上のためCS委員長として先頭に立ち活躍されております梶原愛実さんをご紹介します。

梶原さんは地元波田のご出身で、日々『地元に貢献したい!』という想いで受付・窓口業務・融資事務・内部事務など全力で取り組んでいます。仕事のやりがいを感じたところ、以前、手続が大変な相続のご相談に対応し、お客様から感謝された事が嬉しかったそうで、また、去年は30周年事業として窓口でベルマークを集め山形小学校に寄贈された際も達成感を感じたそうです。

支店長からも“笑顔とお客様の対応が素晴らしい”と太鼓判の梶原さんは、中学校3年間剣道に打ち込み、高校・大学では弓道を学んでいます。お話をし、さすが武道で学んでいた所作・立ち振る舞いや一本の強い芯をもっており、何よりも素敵な笑顔が印象的でした。梶原さんの益々のご活躍を期待します。（深澤和紀編集委員）

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

松本法人会
部会紹介
シリーズ

第35回 行ってきました! 南西部会

暮らしの中に伝統も息づく 南西部会

南西部会を構成するのは松本市征矢野、笹部、高宮、南原、両島地区です。印象的な征矢野の地名の由来は、かつて信濃の国から朝廷には「梓弓」が献上されており、その弓に用いられた矢（征矢）がこの地でつくられていたという伝承によるものという説がございます。

江戸時代に開発されたと伝わる高宮地区。南北に通る国道19号線は地域交通の要であり、その沿線には大型商業施設や飲食店、企業が立ち並んでおりますが、交通渋滞もたびたび発生しその解消に向けた開発は長く望まれているところです。また、この地域の西地区には陸上自衛隊松本駐屯地があり、日々訓練が行われるとともに災害発生時には被災地への支援活動を行っています。奈良井川の東側に位置する笹部、南原、両島地区には住宅街が広がっておりますが、両島の一部地区には「両島のお八日念仏と足半(あしなか)」と呼

ばれる伝統行事が古くから伝わります。こちらは毎年2月に住民らが、大男が履くような巨大な草鞋“足半”をつくり、集落の外れの木に吊るすとともに皆で念仏を唱えるなどして一年の無病息災を願う行事だそうで市の重要無形民俗文化財にも指定されています。

(深澤和紀編集委員)

南西部会
該当エリア：松本市征矢野、笹部、高宮、南原、両島地区
会員数：89社
部会長：中島敬夫氏 (株中島塗装店)

*お知らせ：3年間にわたって連載してまいりました「部会紹介シリーズ」は今号で終了し、次号からは新コーナー「ふるさとの食シリーズ」がスタートいたします！どうぞお楽しみに♪

どこでも申告・納税
インターネットタックス (http://www.e-tax.nta.go.jp)

冬期特別研修会 開催報告

2月21日(金)松本市駅前会館にて本年度の冬期特別研修会を開催いたしました。本年度は講師に、お隣山梨県で100年以上にわたり地域密着型のスーパーとして住民に親しまれてきた「スーパーやまと」の元代表小林久さんをお招きし『失敗から学ぶ経営学～地域土着スーパーやまとの教訓～』というテーマでお話をいただきました。



講師の小林先生

地方老舗企業が同業大手の進出により、これまでの商売が立ち行かなくなっていった危機から、もう一度原点に立ち返り地元や顧客を重視した経営に舵を切り収益を改善させたが、競争の激化、信用不安により残念ながら倒産された経緯を詳しく語っていただき、こうした経験を踏まえた上で辿り着いた「大丈夫！心配ない！何とかなる！」という心境を参加者にわかりやすく伝えてくださいました。大勢のご参加、誠にありがとうございました。

青年部コーナー

2月例会開催報告

2月26日(水) 本年度最後の青年部例会となる2月例会を開催いたしました。[担当 第七委員会：山田祥雄委員長(信州塩嶺高原カントリー(株))]

講師には松本市岡田にございますWeb制作会社ワイワイ信州代表の神社啓太氏をお迎えし、「中



講師の神社さん



懇親会も盛り上がりました

小企業におけるSNSの効果と活用方法」というテーマでお話をしていただきました。幅広い世代に普及したFacebook、TwitterなどのSNSは、もはや新しい生活インフラといえますが、便利な機能を企業活動に生かすための基礎知識からポイントまでわかりやすくお話をしていただきました。また、今回の例会には新入部員、入部をお勧めしているゲストにも参加いただき懇親会も盛り上がりました。ご参加、ありがとうございました。

令和2年2月27日

国 税 庁

申告所得税、贈与税及び個人事業者の 消費税の申告・納付期限の延長について

現在、全国の税務署においては、納税者の方が円滑かつ正確に申告書を作成していただけるよう、確定申告相談会場を開設し、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告相談に応じています。

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限（ ）について、令和2年4月16日（木）まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び個人の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長することとしております。

（ ）申告期限・納付期限

申 告 所 得 税	令和2年2月17日(月) ~ 令和2年3月16日(月)
個人事業者の消費税	令和2年1月6日(月) ~ 令和2年3月31日(火)
贈 与 税	令和2年2月3日(月) ~ 令和2年3月16日(月)

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告（e-Tax）していただくことが可能です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-Taxで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金の受領証などの書類を提出していただく必要がなく、大変便利です。

また、令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

（還付申告の例）

- ・ 給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方 等

詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん治療の多様化と 長期化にも対応し、 幅広くまとめて保障する がん保険

No.1 がん保険
医療保険
保有契約件数
令和元年版 インシュアランス生命保険統計号
約4世帯に1世帯がアフラックの保険に加入
(詳細はホームページをご確認ください)



NEW
アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、
がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です
(所定の支払事由に該当する必要があります)。

おすすめポイント

① 治療費に備える保障

多様化するがん治療をまとめて保障します。
また、長期にわたる治療費もしっかりと
保障します。

三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療)や
緩和療養など、がん治療は多様化しています。
また、抗がん剤・ホルモン剤治療は長期化することもあります。

② 治療関連費に備える保障

入院時の差額ベッド代や
病院までの交通費などの治療関連費も
保障します。

治療関連費の経済的負担を気にすることなく、
治療に専念することができます。

付帯サービス

ダックの
がん治療
相談サービス

訪問面談サービス^(*)でがん告知直後の不安から治療選択、
治療中の悩みなど、がんに対する幅広い悩みを無償でサポートします。
そのほかにも、セカンドオピニオンなど良質な情報が得られるサービスもあります。

(*)面談場所は、病院やご利用者さまの最寄り駅近くの喫茶店などご自宅以外の公共の場所で事前に相談して決められます。
●付帯サービスは(株)法研、リーズンホワイ(株)、(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による
保障内容ではありません。●無償の範囲を超えるご利用は、有償となります。

◎商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。
Aflac アフラック

長野支社 〒380-0823 長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求はお気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



法人会がん保険制度
全国法人会総連合

P19450

AFツール-2020-0075 2月5日

令和元年度 松本市内部会ブロック別研修会 開催中止のお知らせ

松本市内20部会を対象に、毎年3月に5つの会場で開催していました「松本市内部会ブロック別研修会」につきまして、現在の新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、ご参加いただく皆様の安全確保の観点から、誠に恐れ入りますが開催を中止させていただきこととさせていただきます。会員企業の皆様におかれましてはどうかご理解をいただきますようお願い申し上げます。来年度以降は再度開催を予定いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

第106回税制勉強会開催報告

2月13日(木) 通算106回目となります税制勉強会を開催いたしました。昨年に引き続き松本税務署の高橋副署長さんを講師にお迎えし「租税history」というテーマで、多彩な資料を使っていただきながら江戸時代から近世までの税制度について大変わかりやすく解説していただきました。



講師の高橋副署長

●●税務署からのお知らせ●●

令和2年度 国税専門官募集について (採用試験要綱)

概要 国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官(国家公務員)を募集します。

受験資格

- 1 平成2年4月2日～平成11年4月1日生まれのもの
- 2 平成11年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - (1) 大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者及び令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度 大学卒業程度

申込み方法等 【原則】インターネット申込み次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

受付期間

令和2年3月27日(金)午前9時～4月8日(水)
[受信有効]

【インターネット申込みができない場合】

郵送又は持参

提出先

希望する第1次試験地に対応する国税局又は沖縄国税事務所

受付期間

令和2年3月27日(金)～3月30日(月) 通信日付印有効

試験日 第1次試験 令和2年6月7日(日)
第2次試験 令和2年7月8日(水)～7月17日(金)のいずれか
第1次試験合格通知書で指定する日時

試験地 第1次試験地 高崎市、さいたま市、新潟市、松本市ほか
第2次試験地 さいたま市ほか

合格者発表日 第1次試験合格者
令和2年6月30日(火)午前9時
最終合格者
令和2年8月18日(火)午前9時

問合せ先

インターネット申込みに関する問合せ
人事院人材局試験課

Tel:03-3581-5311 内線2332

午前9時から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

上記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係

Tel:048-600-3111 内線2097

午前8時30分から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD データ デジタルカメラ デジタルカメラ

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会

めざします企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F TEL.0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

すきやき・しゃぶしゃぶ 池国

すきやき しゃぶしゃぶ

池国

IKEKUNI

創業90年のすきやき、しゃぶしゃぶ「池国」は昨年、松本駅前に移転いたしました。和モダンの落ち着いた雰囲気とランチやご家族のご会食等様々なシーンで幅広くご利用いただけます。

〒390-0815 松本市深志1-2-18 コスモビル4F TEL.&FAX. 0263-32-1451

営業時間/ 11:30~14:00 17:30~22:00

定休日/日曜日

全40席 [個室3室]



川柳コーナー

町中が

マスク探して

西東

困難を

皆の力で

乗り越えて

ひな祭り

娘・妻・母

みな笑顔

新米

地区トピックス

今年の桜開花予想は...



毎年春の訪れを伝える桜の開花予想。先日発表された大手気象情報会社の予想では例年よりやや早くなるとのことでした。東京などいくつかの地域では統計開始以来最も早い開花日が予想されているそうで、長野県も4月上旬には満開を迎える見込みだそうです。そのころには誰もがお花見を楽しめる状況になっていることが願われます。(藤沢洋子編集委員)

計開始以来最も早い開花日が予想されているそうで、長野県も4月上旬には満開を迎える見込みだそうです。そのころには誰もがお花見を楽しめる状況になっていることが願われます。(藤沢洋子編集委員)

あしがき

連日、新型コロナウイルスの報道が

されており、様々な影響が出ております。先日東京で全国から約二千人が集う会議があり、私も参加して来ましたが、マスクで埋め尽くされた異様な光景が、今ほどでも当たり前になっております。会議自体は開催されましたが、その後の懇親会は中止にいたしました。(実はこの懇親会を楽しみにしていたのですが)懇親会の会費から概算してみると、約一千四百万円予算で予定されていたと思われるホテルとしても大きな損失だったはずですが、このようなことが日々、日本中で起きているわけで、コロナウイルス自体も心配ですが、それ以上に経済への影響が懸念されます。今年は経済が厳しくなっていくといわれています。今年が、このような想定外のことが大きく影響してくるとは、本当に驚きです。今回の事で何を教訓としたらいいのか、まだよく分からないまま、ただ毎日マスクをし、手洗いうがい、自己防衛しながら、一日も早い終息を願うばかりです。(藤沢)

(本号編集委員)

深澤和紀

藤沢洋子



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
印刷所 信州印刷株式会社